経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約

条約第三号

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びメキシコ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の関係を強化することを決意し、

特定の原産品に関する市場アクセスの条件を改善すること及び両締約国間の貿易を円滑化することを希望し、

産品の原産性を証明するための代替手段として認定輸出者制度を導入することを希望し、

二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（二千六年九月二十日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書を含む。）（以下「協定」という。）を改正することを希望し、

協定第五条3(a)(i)及び(ii)の規定に基づいて協議を行い、

協定第百七十四条の規定を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二によって拘束される。

2　付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の対応する規定に代わる。

第二条

協定の目次中

「第五章　原産地の証明及び税関手続
第一節　原産地の証明
第三十九条　原産地証明書
第三十九条のA　原産地証明書
第三十九条のB　原産地申告
第三十九条のC　原産地証明の有効性」

を

「第五章　原産地証明書及び税関手続
第一節　原産地証明書
第三十九条　原産地証明書」

に改める。

第三条

協定第五条に次の6を加える。

6　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第四条

協定第五章を次のように改める。

第五章　原産地の証明及び税関手続

第一節　原産地の証明

第三十九条　原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA　原産地証明書

1　両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2　1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3　1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4　輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であって当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5　権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従って申請が行われる場合には、産品が輸出された後であっても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6　輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によって再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7　輸入締約国に輸入される産品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。